

公 募 説 明 書

1 件名

令和 5 年分路線価等を定めるための鑑定評価員等及び土地評価精通者業務

2 業務内容

(1) 鑑定評価員等

相続税及び贈与税等の課税における土地等の評価の基準となる路線価等の評定に必要な鑑定評価書の作成及び提出等を行う。

なお、詳細については別添 1「鑑定評価員等業務仕様書」のとおり。

(2) 土地評価精通者

相続税及び贈与税等の課税における土地等の評価の基準となる路線価等の評定に必要な精通者意見価格調書等の作成及び提出等を行う。

なお、詳細については別添 2「土地評価精通者業務仕様書」のとおり。

3 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

(4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されている者であること。

(5) 当局の支出負担行為担当官との契約に関して、過去 1 年間に於いて損害賠償請求等を受けたことがない者であること。

(6) その他、本説明書、別添 1「鑑定評価員等業務仕様書」及び別添 2「土地評価精通者業務仕様書」（以下併せて「仕様書」という。）に記載された条件を満たす者であること。

4 公募説明書配付等の期間及び場所

(1) 期間

公告日から令和 4 年 7 月 25 日（月）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、「行政機関の休日に関する法律」に定める日及び正午から午後 1 時までを除く。

(2) 場所

局 署	部 署	住 所	電話番号
広島国税局	総務部会計課経費係	広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 1 号館	082-221-9211
鳥取税務署	資産課税部門	鳥取市富安 2 丁目 89 番地 4 鳥取第一地方合同庁舎	0857-22-2141
松江税務署	評価専門官	松江市向島町 134 番 10 松江地方合同庁舎	0852-21-7711
岡山東税務署	評価専門官	岡山市北区天神町 3 番 23 号	086-225-3141
広島東税務署	評価専門官	広島市中区上八丁堀 3 番 19 号	082-227-1155
山口税務署	評価専門官	山口市河原町 6 番 16 号 山口地方合同庁舎 2 号館	083-922-1340

5 希望届出書等の提出期限及び提出先等

(1) 提出期限

令和 4 年 7 月 25 日 (月) 午後 5 時 (必着)

(2) 提出先

〒730-8521 広島県広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 1 号館
広島国税局 総務部 会計課 経費係

(3) 提出方法

イ 提出先へ郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）をもって希望届出書等を送付するときは、封筒に「令和 5 年分 鑑定評価員等及び土地評価精通者の希望届出書等 在中」と朱書し、提出期限までに提出先へ到着するように送付する。

ロ 提出先へ持参するときは、提出期限までに提出先へ提出する。

(4) 提出書類

イ 鑑定評価員等

別紙 1-1 及び 1-2

「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」

ロ 土地評価精通者

(イ) 不動産鑑定士

別紙 1-1 及び 1-2

「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」

(ロ) 不動産鑑定士以外

別紙 2-1 及び 2-2

「土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士以外用）」

ハ 鑑定評価員等及び土地評価精通者共通

別紙3「指名停止等に関する申出書」

別紙4「誓約書（役員等名簿を含む。）」

＊個人事業主の方も役員等名簿の提出をお願いします。

別紙5「契約に係る情報の公表について」（個人事業主の方のみ提出をお願いします。）

(5) その他

イ 公募に参加しようとする者は、募集に関する公告、本説明書及び仕様書等の内容について、十分承知しておくこと。

ロ 業務に関して疑義がある場合は、関係職員に説明を求めること。

ハ 希望届出書の提出後、不明点等があったことを理由として異議を申し立てないこと。

ニ 当局へ提出した上記（4）の書類の記載内容に変更があった場合には、当局へ直ちに連絡し、当局の指示に従うこと。

6 契約保証金

全額免除する。

7 希望届出書の無効

本説明書及び仕様書に記載された条件を満たさない者から提出された希望届出書は無効とする。

8 契約書または請書の作成の要否

契約書または請書の作成を要する。

(1) 鑑定評価員等

別添3「契約書（案）」のとおり。

(2) 土地評価精通者

別添4「請書（案）」のとおり。

9 契約者の決定方法等

(1) 鑑定評価員等

仕様書に定める選任基準により選任された鑑定評価員等が主宰又は所属する不動産鑑定業者と契約する。

なお、応募者が多数の場合は、選任基準に該当する者であっても、選任されない可能性がある。

(2) 土地評価精通者

仕様書に定める選任基準により選任された土地評価精通者又は所属する組織（法人又は個人）と契約する。

なお、応募者が多数の場合は、選任基準に該当する者であっても、選任されない可能性がある。

10 報酬

(1) 報酬額

単価契約とする。

なお、詳細は別添1「鑑定評価員等業務仕様書」及び別添2「土地評価精通者業務仕様書」のとおり。

(2) 報酬の振込先口座

報酬の振込先の口座名義については、契約者と同一とする。

(3) 報酬の請求

報酬の請求は、当局が別途定めた書式又は当局が事前に承認した請求書により行う。

11 問合せ先

(1) 仕様内容に関する事項

広島国税局 課税第一部 資産評価官 評価係

Tel082-221-9211 内線 3737

(2) 契約に関する事項

広島国税局 総務部 会計課 経費係

Tel082-221-9211 内線 3645

12 その他

交付書類は、「令和5年分路線価等を定めるための鑑定評価員等及び土地評価精通者業務」のためのものであり、他の目的に使用することを禁止する。

なお、本説明書及び仕様書に記載されていない事項について不明な点が生じた場合は、当局担当職員の指示に従うこと。

鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）

令和 年 月 日

広島 国税局支出負担行為担当官 殿

沖縄国税事務所支出負担行為担当官 殿

枚のうち 枚目

1 不動産鑑定業者に関する事項	① 不動産鑑定業者の名称等						
	所在地	(〒 -)					
	(フリガナ) 名称	()					
	代表者氏名		代表者の 役職名				
	この度、次の不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む）が、当社（所）の業務として鑑定評価員等の業務、土地評価精通者の業務に従事することを希望します。						
	② 登録番号	国土交通大臣登録 () 第 号	③ 電話番号 () -	④ メールアドレス			
2 不動産鑑定士に関する事項	⑤ 鑑定評価員等・土地評価精通者の希望 ※いずれも希望する場合は両方にチェック ☐ 鑑定評価員等 ☐ 土地評価精通者						
	⑥ 住所	(〒 -)			⑦ 士 ☐ 補 ☐		
	(フリガナ) ⑧ 氏名	()		⑨ 生年月日 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日	⑩ 登録番号 第 号		
	⑪ 電話番号 () -		⑫ メールアドレス				
	⑬ 精通している地域等	市区町村名 又は 税務署名	⑭ ZIP (AES256) 形式への 対応の可否 ☐ 可 ☐ 否				
		種 別	☐ 宅 地 ☐ 農 地 ☐ 山 林				
	実績	⑮	区分	一般の鑑定評価	大規模工場用地の 鑑定評価	ゴルフ場用地等の 鑑定評価	
			年		件	件	件
			令和元年		件	件	件
			令和2年		件	件	件
		実績	地価公示担当の有無		都道府県地価調査担当の有無	固定資産税鑑定担当の有無	
			(令和4年) ☐ 有 ☐ 無 (所属分科会名 (担当市区町村名))		(令和3年) ☐ 有 ☐ 無 (所属分科会名 (担当市区町村名))	(令和3年度評価替) ☐ 有 ☐ 無 (担当市区町村名)	
()			()				
☐ 代表幹事 ☐ 分科会幹事			☐ 代表幹事 ☐ 分科会幹事				
(令和5年) ☐ 有 ☐ 無 (所属分科会名 (担当市区町村名))		(令和4年) ☐ 有 ☐ 無 (所属分科会名 (担当市区町村名))					
()		()	☐ 代表鑑定評価員 ☐ 市区町村幹事				
☐ 代表幹事 ☐ 分科会幹事		☐ 代表幹事 ☐ 分科会幹事					

注1 鑑定評価及び意見価格の提出を依頼する地域等は、必ずしも希望の地域とならない場合があります。

なお、⑬精通している（希望する）市区町村名又は税務署名欄は、複数記入することができます。記入欄が不足する場合は適宜の用紙を使用してください。

2 鑑定評価員等を希望する不動産鑑定士等が複数名いる場合は、次葉を使用してください。

鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）

枚のうち 枚目

2 不動産鑑定士に関する事項	⑤ 鑑定評価員等・土地評価精通者の希望 ※いずれも希望する場合は両方にチェック				☐ 鑑定評価員等 ☐ 土地評価精通者	
	⑥住所		(〒 -)		⑦ 士 ☐ 補 ☐	
	⑧ 氏名		(フリガナ)		⑨ 生 年 月 日 ☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日	
	⑩ 登録番号		第 号		⑪ 電話番号 () - ()	
	⑫ メールアドレス				⑬ 精通している地域等	
	市区町村名 又は 税務署名				⑭ ZIP (AES256) 形式への 対応の可否 ☐ 可 ☐ 否	
	種 別		☐ 宅 地 ☐ 農 地 ☐ 山 林		⑮ 実績	
	年		区分		一般の鑑定評価	
	令和元年				件	
	令和2年				件	
令和3年				件		
令和4年				件		
令和5年				件		
令和6年				件		
令和7年				件		
令和8年				件		
令和9年				件		
令和10年				件		
令和11年				件		
令和12年				件		
令和13年				件		
令和14年				件		
令和15年				件		
令和16年				件		
令和17年				件		
令和18年				件		
令和19年				件		
令和20年				件		
令和21年				件		
令和22年				件		
令和23年				件		
令和24年				件		
令和25年				件		
令和26年				件		
令和27年				件		
令和28年				件		
令和29年				件		
令和30年				件		
令和31年				件		
令和32年				件		
令和33年				件		
令和34年				件		
令和35年				件		
令和36年				件		
令和37年				件		
令和38年				件		
令和39年				件		
令和40年				件		
令和41年				件		
令和42年				件		
令和43年				件		
令和44年				件		
令和45年				件		
令和46年				件		
令和47年				件		
令和48年				件		
令和49年				件		
令和50年				件		
令和51年				件		
令和52年				件		
令和53年				件		
令和54年				件		
令和55年				件		
令和56年				件		
令和57年				件		
令和58年				件		
令和59年				件		
令和60年				件		
令和61年				件		
令和62年				件		
令和63年				件		
令和64年				件		
令和65年				件		
令和66年				件		
令和67年				件		
令和68年				件		
令和69年				件		
令和70年				件		
令和71年				件		
令和72年				件		
令和73年				件		
令和74年				件		
令和75年				件		
令和76年				件		
令和77年				件		
令和78年				件		
令和79年				件		
令和80年				件		
令和81年				件		
令和82年				件		
令和83年				件		
令和84年				件		
令和85年				件		
令和86年				件		
令和87年				件		
令和88年				件		
令和89年				件		
令和90年				件		
令和91年				件		
令和92年				件		
令和93年				件		
令和94年				件		
令和95年				件		
令和96年				件		
令和97年				件		
令和98年				件		
令和99年				件		
令和100年				件		
令和101年				件		
令和102年				件		
令和103年				件		
令和104年				件		
令和105年				件		
令和106年				件		
令和107年				件		
令和108年				件		
令和109年				件		
令和110年				件		
令和111年				件		
令和112年				件		
令和113年				件		
令和114年				件		
令和115年				件		
令和116年				件		
令和117年				件		
令和118年				件		
令和119年				件		
令和120年				件		
令和121年				件		
令和122年				件		
令和123年				件		
令和124年				件		
令和125年				件		
令和126年				件		
令和127年				件		
令和128年				件		
令和129年				件		
令和130年				件		
令和131年				件		
令和132年				件		
令和133年				件		
令和134年				件		
令和135年				件		
令和136年				件		
令和137年				件		
令和138年				件		
令和139年				件		
令和140年				件		
令和141年				件		
令和142年				件		
令和143年				件		
令和144年				件		
令和145年				件		
令和146年				件		
令和147年				件		
令和148年				件		
令和149年				件		
令和150年				件		
令和151年				件		
令和152年				件		
令和153年				件		
令和154年				件		
令和155年				件		
令和156年				件		
令和157年				件		
令和158年				件		
令和159年				件		
令和160年				件		
令和161年				件		
令和162年				件		
令和163年				件		
令和164年				件		
令和165年				件		
令和166年				件		
令和167年				件		
令和168年				件		
令和169年				件		
令和170年				件		
令和171年				件		
令和172年				件		
令和173年				件		
令和174年				件		
令和175年				件		
令和176年				件		
令和177年				件		
令和178年				件		
令和179年				件		
令和180年				件		
令和181年				件		
令和182年				件		
令和183年				件		
令和184年				件		
令和185年				件		
令和186年				件		
令和187年				件		
令和188年				件		
令和189年				件		
令和190年				件		
令和191年				件		
令和192年				件		
令和193年				件		
令和194年				件		
令和195年				件		
令和196年				件		
令和197年				件		
令和198年				件		
令和199年				件		
令和200年				件		
令和201年				件		
令和202年				件		
令和203年				件		
令和204年				件		
令和205年				件		
令和206年				件		
令和207年				件		
令和208年				件		
令和209年				件		
令和210年				件		
令和211年				件		
令和212年				件		
令和213年				件		
令和214年				件		
令和215年				件		
令和216年				件		
令和217年				件		
令和218年				件		
令和219年				件		
令和220年				件		
令和221年				件		
令和222年				件		
令和223年				件		
令和224年				件		
令和225年				件		
令和226年				件		
令和227年				件		
令和228年				件		
令和229年				件		
令和230年				件		
令和231年				件		
令和232年				件		
令和233年				件		
令和234年				件		
令和235年				件		
令和236年				件		
令和237年				件		
令和238年				件		
令和239年				件		
令和240年				件		
令和241年				件		
令和242年				件		
令和243年				件		
令和244年				件		
令和245年				件		
令和246年				件		
令和247年				件		
令和248年				件		
令和249年				件		
令和250年				件		
令和251年				件		
令和252年				件		
令和253年				件		
令和254年				件		
令和255年				件		
令和256年				件		
令和257年				件		
令和258年				件		
令和259年				件		
令和260年				件		
令和261年				件		
令和262年				件		
令和263年				件		
令和264年				件		
令和265年				件		
令和266年				件		
令和267年				件		
令和268年				件		
令和269年				件		
令和270年				件		
令和271年				件		
令和272年				件		
令和273年				件		
令和274年				件		
令和275年				件		
令和276年				件		
令和277年				件		
令和278年				件		
令和279年				件		
令和280年				件		
令和281年				件		
令和282年				件		
令和283年				件		
令和284年				件		
令和285年				件		
令和286年				件		
令和287年				件		
令和288年				件		
令和289年				件		
令和290年				件		
令和291年				件		
令和292年				件		
令和293年				件		
令和294年				件		
令和295年				件		
令和296年				件		
令和297年				件		
令和298年				件		
令和299年				件		
令和300年				件		
令和301年				件		
令和302年				件		
令和303年				件		
令和304年				件		
令和305年				件		
令和306年				件		
令和307年				件		
令和308年				件		
令和309年				件		
令和310年				件		
令和311年				件		
令和312年				件		
令和313年				件		
令和314年				件		
令和315年				件		
令和316年				件		
令和317年				件		
令和318年				件		
令和319年				件		
令和320年				件		
令和321年				件		
令和322年				件		
令和323年				件		
令和324年				件		
令和325年				件		
令和326年				件		
令和327年				件		
令和328年				件		
令和329年				件		
令和330年				件		
令和331年				件		
令和332年				件		
令和333年				件		
令和334年				件		
令和335年				件		
令和336年				件		
令和337年				件		
令和338年				件		
令和339年				件		
令和340年				件		
令和341年				件		
令和342年				件		
令和343年				件		
令和344年				件		
令和345年				件		
令和346年				件		
令和347年				件		
令和348年				件		
令和349年				件		
令和350年				件		
令和351年				件		
令和352年				件		
令和353年				件		
令和354年				件		
令和355年				件		
令和356年				件		
令和357年				件		
令和358年				件		
令和359年						

記 入 の し か た

この希望届出書は、鑑定評価員等（鑑定評価員、主幹鑑定評価員、副主幹鑑定評価員、統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員をいいます。）及び土地評価精通者となる希望を申し出る不動産鑑定業者ごとに作成してください（本社、支社の別に作成してください。）。

（注） 1 不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）以外の者が土地評価精通者に選任されることを希望する場合には、本様式を使用せず、「土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士以外用）」を使用してください。

2 不動産鑑定業者に従事する不動産鑑定士が、その不動産鑑定業者の業務としてではなく、その不動産鑑定士（個人）の業務として土地評価精通者の業務に従事することを希望する場合は、「1 不動産鑑定業者に関する事項」欄には記入せず、「2 不動産鑑定士に関する事項」欄のみ記入してください。

① 「不動産鑑定業者の名称等」欄

・ 「代表者の役職名」欄

「代表取締役」、「代表理事」等の代表者の役職名を記入してください。

⑤ 「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望」欄

両方へ選任されることを希望する場合は、両方にチェックしてください。

⑥ 「住所」欄、⑪「電話番号」欄及び⑫「メールアドレス」欄

不動産鑑定業者に従事する不動産鑑定士が、その不動産鑑定業者の業務としてではなく、その不動産鑑定士（個人）の業務として土地評価精通者の業務に従事することを希望する場合に限り、記入してください。

⑭ 「ZIP（AES256）形式への対応の可否」欄

精通者意見価格調書は、メールにより送受信を行っており、税務署から送信する際は ZIP（AES256）形式による暗号化を行っています。

この形式により送付されるファイルは通常の「.ZIP ファイル」より暗号強度が高いため、解凍するためには解凍ソフトが ZIP（AES256）形式に対応している必要があります。当該形式に対応している場合は「可」、対応していない場合は「否」をチェックしてください。

（注）解凍ソフトとしては、例えば「7-zip」等があります（当該ソフトの利用を推奨するものではありません。）。

⑮ 「実績」欄

・ 「一般の鑑定評価」欄

直近3年間（平成31年1月1日から令和3年12月31日まで。以下同じ。）を対象として、一般の鑑定評価（大規模工場用地及びゴルフ場用地等の鑑定評価を除く。）を行った件数を記入してください。

・ 「大規模工場用地の鑑定評価」欄

直近3年間を対象として、当該希望届出書を提出する国税局管内において大規模工場用地（工場、研究開発施設等の敷地の用に供されている宅地及びこれら宅地に隣接する駐車場、福利厚生施設等の用に供されている一団の土地で、その地積が5万平方メートル以上のもの）の鑑定評価を行った件数を記入してください。

・ 「ゴルフ場用地等の鑑定評価」欄

直近3年間を対象として、当該希望届出書を提出する国税局管内においてゴルフ場用地等（ゴルフ場、遊園地、競馬場その他これらに類似する施設の用に供されている土地）の鑑定評価を行った件数を記入してください。

（注）鑑定評価を行った件数には、公的土地評価に係る鑑定評価の件数を含みます。

・ 「地価公示担当の有無」欄、「都道府県地価調査担当の有無」欄及び「固定資産税鑑定担当の有無」欄

その担当の有無をチェックしてください。また、「有」にチェックした場合には、所属科会名及び担当市区町村名を記入するとともに、代表幹事等を担当している場合は該当する項目をチェックしてください。

土地評価精通者の希望届出書
(不動産鑑定士以外用)

令和 年 月 日
広島 国税局支出負担行為担当官 殿
沖縄国税事務所支出負担行為担当官 殿

枚のうち 枚目

1 法人等に関する事項	① 法人等の名称等			
	所在地	(〒 -)		
	(フリガナ) 名 称	()		
	代表者		代表者の 役職名	
	② 電話番号 () -		③ メールアドレス	
この度、次の当社（所）の者が、当社（所）の業務として土地評価精通者の業務に従事することを希望します。				
2 個人に関する事項	土地評価精通者の業務に従事することを希望します。			
	④ 住 所	(〒 -)	⑤ 生 年 月 日	
			□ 大正 □ 昭和 □ 平成 年 月 日	
	⑥ (フリガナ) 氏 名	()	⑦ 所属部署 及び役職等 (勤務先の所在地・名称)	
	⑧ 電話番号 () -	⑨ メールアドレス		
	⑩ 精通している地域等	市区町村名 又は 税務署名		⑪ ZIP (AES256) 形式への 対応の可否
		種 別	□ 宅 地 □ 農 地 □ 山 林	
⑫ 土地評価等に関する 業務の内容				

注 1 意見価格の提出を依頼する地域等は、必ずしも希望の地域とならない場合があります。
なお、精通している（希望する）市区町村名又は税務署名欄は、複数記入することができます。記入欄が不足する場合は適宜の用紙を使用してください。

2 土地評価精通者を希望する者が複数名いる場合は、次葉を使用してください。

土地評価精通者の希望届出書
(不動産鑑定士以外用)

枚のうち 枚目

2 個人に関する事項	土地評価精通者の業務に従事することを希望します。				
	④ 住 所	(〒 -)		⑤ 生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日
	⑥ (フリガナ) 氏 名	()		⑦ 所属部署 及び役職等 (勤務先の所在地・名称)	
	⑧ 電話番号	()	-	⑨ メールアドレス	
	⑩ 精通している地域等	市区町村名 又は 税務署名			⑪ ZIP (AES256) 形式への 対応の可否 ☐ 可 ☐ 否
		種 別	☐ 宅 地 ☐ 農 地 ☐ 山 林		
⑫ 土地評価等に関する 業務の内容					

2 個人に関する事項	土地評価精通者の業務に従事することを希望します。				
	④ 住 所	(〒 -)		⑤ 生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 年 月 日
	⑥ (フリガナ) 氏 名	()		⑦ 所属部署 及び役職等 (勤務先の所在地・名称)	
	⑧ 電話番号	()	-	⑨ メールアドレス	
	⑩ 精通している地域等	市区町村名 又は 税務署名			⑪ ZIP (AES256) 形式への 対応の可否 ☐ 可 ☐ 否
		種 別	☐ 宅 地 ☐ 農 地 ☐ 山 林		
⑫ 土地評価等に関する 業務の内容					

記 入 の し か た

この希望届出書は、土地評価精通者となる希望を申し出る者が不動産鑑定士以外の者である場合に使用します。

また、希望を申し出る者が従事する法人（個人事業者を含む。以下同じ。）ごとに作成してください（本社、支社の別に作成してください。）。

（注） 土地評価精通者として選任されることを希望する者が、その者の従事する法人の業務としてではなく、その者（個人）の業務として土地評価精通者の業務に従事することを希望する場合は、「1 法人等に関する事項」欄には記入せず、「2 個人に関する事項」欄のみ記入してください。

① 「1 法人等に関する事項」欄の「代表者の役職名」欄

「代表取締役」、「代表理事」等の代表者の役職名を記入してください。

④ 「住所」欄、⑧「電話番号」欄及び⑨「メールアドレス」欄

土地評価精通者として選任されることを希望する者が、その者の従事する法人の業務としてではなく、その者（個人）の業務として土地評価精通者の業務に従事することを希望する場合に限り、記入してください。

⑦ 「所属部署及び役職等」欄

土地評価精通者として選任されることを希望する者が、その者の従事する法人の業務としてではなく、その者（個人）の業務として土地評価精通者の業務に従事することを希望する場合は、所属部署及び役職名と併せて勤務先の所在地及び名称を必ず記入してください。

⑪ 「ZIP（AES256）形式への対応の可否」欄

精通者意見価格調書は、メールにより送受信を行っており、税務署から送信する際は ZIP（AES256）形式による暗号化を行っています。

この形式により送付されるファイルは通常の「.ZIP ファイル」より暗号強度が高いため、解凍するためには解凍ソフトが ZIP（AES256）形式に対応している必要があります。当該形式に対応している場合は「可」、対応していない場合は「否」をチェックしてください。

（注）解凍ソフトとしては、例えば「7-zip」等があります（当該ソフトの利用を推奨するものではありません。）。

⑫ 「土地評価等に関する業務の内容」欄

現在、従事している土地評価等に関する業務の内容（担保評価、売買の仲介等）を記入してください。

令和 年 月 日

指名停止等に関する申出書

支出負担行為担当官
広島国税局総務部次長 殿

住 所
又は
所 在 地

氏 名
又は
名 称

代表者氏名

「令和 5 年分路線価等を定めるための鑑定評価員等及び土地評価精通者業務」の公募に当たり、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を提示するとともに、申込みを取り下げます。

誓 約 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

広島国税局総務部次長 殿

住 所

氏 名

又は

会 社 名

代表者氏名

当社は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

※ 添付書類：役員等名簿（個人事業主の方も「代表者」として記載してください。）

役員等名簿

法人(個人)名: _____

役 職 名	(フ リ ガ ナ) 氏 名	生 年 月 日	性 別	住 所
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	
	()	T S H 年 月 日	男・女	

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

* 当該役員等名簿は例示であるため、「役職名」「氏名(フリガナ)」「生年月日」「性別」及び「住所」の項目を網羅していれば、様式は問いません。
* 個人事業主の方は、「代表者」として、記載してください。

契約に係る情報の公表について

「令和 5 年分路線価等を定めるための鑑定評価員等及び土地評価精通者業務」につきまして、公共調達に関する透明性を確保するため、契約に関する情報を広島国税局ホームページに掲載しています。

(確認事項)

契約者が個人事業主の方のみご記入をお願いします。

つきましては、あなたの住所、氏名に関する情報について、

☐ 掲載しても良い。

☐ 掲載して欲しくない。

令和 年 月 日

住 所

屋 号

代表者氏名

鑑定評価員等業務仕様書

1 鑑定評価業務の従事者の区分等

(1) 従事者の区分

イ 鑑定評価員

路線価及び評価倍率（以下「路線価等」という。）を定めるための鑑定評価を行う不動産鑑定士。

ロ 主幹鑑定評価員

路線価等を定めるための鑑定評価に加え、原則として税務署の管轄区域等に基づき各都道府県を区分した地域（以下「ブロック」という。）別に行う鑑定評価員会議（以下「ブロック別鑑定評価員会議」という。）又は広島国税局（以下「当局」という。）の管轄区域内の特定の鑑定標準地（大規模工場用地及びゴルフ場用地等に係る鑑定標準地をいう。以下同じ。）について行う鑑定評価員会議（以下「特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議」という。）において、それぞれの会議の主催等を行う不動産鑑定士。

ハ 副主幹鑑定評価員

路線価等を定めるための鑑定評価に加え、ブロック別鑑定評価員会議又は特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議において、主幹鑑定評価員の補佐を行う不動産鑑定士。

ニ 統括鑑定評価員

路線価等を定めるための鑑定評価に加え、都道府県別に行う鑑定評価員会議（以下「都道府県別鑑定評価員会議」という。）において、同会議の主催等を行う不動産鑑定士。

ホ 副統括鑑定評価員

路線価等を定めるための鑑定評価に加え、都道府県別鑑定評価員会議において、統括鑑定評価員の補佐を行う不動産鑑定士（鑑定評価員、主幹鑑定評価員、副主幹鑑定評価員、統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員を併せて以下「鑑定評価員等」という。）。

（注）鑑定評価員会議の担当区域については、本仕様書末尾の「令和5年分ブロック別鑑定評価員会議の担当区域」による。

(2) 従事者資格

次のイからニまでの条件のいずれにも該当する不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）とする。

イ 不動産鑑定業者である不動産鑑定士又は不動産鑑定業者の従事者である不動産鑑定士であること。

ロ 過去3年間（平成31年1月1日から令和3年12月31日まで）において、不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価（公的土地評価に係る鑑定評価を含む。）を年間5件以上行っていること。

なお、不動産鑑定士補となるために必要な実務経験及び不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号、以下「不動産鑑定評価法」という。）第14条の2に規定する実務修習で実施した不動産の鑑定評価は算入しない。

ハ 不動産鑑定評価法第40条の規定による懲戒処分を受けた場合においては、令和4年7月

- 1 日時点において、その処分に係る不利益処分が終わった日から3年を経過していること。
- ニ 鑑定評価員会議の運営に協力し、公的土地評価相互の均衡に十分配慮することができる者であること。
- ホ 鑑定評価員会議の運営に当たっては、主幹鑑定評価員又は副主幹鑑定評価員（ブロック別鑑定評価員会議を行わない都道府県にあっては統括鑑定評価員又は副統括鑑定評価員）の指示に従うこと。
- ヘ 鑑定評価業務の履行において、その信頼性を著しく損なう行為等を行ったことがない者若しくは法人又は行うおそれのない者若しくは法人であること。

2 鑑定評価員の募集人員

鑑定評価員の募集人員は次のとおり。

税務署（又はブロック）	募集人員
鳥取県及び島根県	おおむね 25 名程度
岡山県	おおむね 50 名程度
広島県	おおむね 60 名程度
山口県	おおむね 30 名程度

3 鑑定評価員等の選任基準

上記1の（2）に掲げる条件のいずれにも該当し、かつ、鑑定評価員等へ選任されることを希望する者の中から、次の（1）から（3）までの鑑定評価員等の区分に応じて定めた基準により選任する。

なお、応募者多数の場合には、同一基準に該当する者の中から、土地評価精通者への希望の有無、公的土地評価の経験及び鑑定評価の実績等を総合勘案して選任することから、上位基準に該当する者であっても選任されない場合がある。

（1）鑑定評価員

次のイ及びロの区分に応じて選任する。

イ 一般の鑑定標準地（特定の鑑定標準地以外の鑑定標準地をいう。以下同じ。）に係る鑑定評価員

ブロックごとに、次の上位の基準に該当する者から選任する。

（イ）ブロック内の地価公示の標準地の鑑定評価を行っている者

（ロ）ブロック内の都道府県の基準地の鑑定評価を行っている者

（ハ）ブロック内の固定資産税標準宅地の鑑定評価を行っている者

（ニ）過去において上記（イ）ないし（ハ）に掲げる公的土地評価の経験がある等、ブロック内の地価事情に精通していると認められる者

（ホ）その他ブロック内の地価事情に精通していると認められる者

ロ 特定の鑑定標準地に係る鑑定評価員

大規模工場用地（工場、研究開発施設等の敷地の用に供されている宅地及びこれらの宅地に隣接する駐車場、福利厚生施設等の用に供されている一団の土地で、その地積が5万平方メートル以上のものをいう。以下同じ。）及びゴルフ場用地等（ゴルフ場、遊園地、競

馬場その他これらに類似する施設の用に供されている土地をいう。以下同じ。)の別に、次の上位の基準に該当する者から選任する。

(イ) 大規模工場用地

A 当局の管轄区域内の大規模工場用地の鑑定評価の実績等から、大規模工場用地の地価事情に精通していると認められる者

B その他当局の管轄区域内の大規模工場用地の地価事情に精通していると認められる者

(ロ) ゴルフ場用地等

A 当局の管轄区域内のゴルフ場用地等の鑑定評価の実績等から、ゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる者

B その他当局の管轄区域内のゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる者

(2) 主幹鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員

次のイ及びロの区分に応じて選任する。ただし、特定の鑑定標準地について鑑定評価員会議を行わない場合においては、ロの区分の主幹鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員は選任しない。

イ ブロック別鑑定評価員会議

各ブロック内の地価公示、都道府県地価調査等の公的土地評価に係る役職経験がある等、各ブロック内の地価事情に特に精通していると認められる者について、ブロックごとに主幹鑑定評価員、副主幹鑑定評価員の順に選任する。

(注) 主幹鑑定評価員又は副主幹鑑定評価員に選任する者は、統括鑑定評価員又は副統括鑑定評価員に重複して選任する場合がある。

ロ 当局の管轄区域において行う特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議

当局の管轄区域内における特定の鑑定標準地の鑑定評価の実績等から、当局の管轄区域内の特定の鑑定標準地の鑑定評価に特に精通していると認められる者について、主幹鑑定評価員、副主幹鑑定評価員の順に選任する。

(3) 統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員

各都道府県内の地価公示分科会幹事会の代表幹事、地価調査分科会幹事会の代表幹事等の公的土地評価の役職経験がある等、各都道府県内の地価事情に特に精通していると認められる者について、都道府県ごとに統括鑑定評価員、副統括鑑定評価員の順に選任する。

(4) 鑑定評価員等の選任の取消し等

当局が選任した鑑定評価員等について、上記(1)から(3)までの選任基準及び上記(2)の従事者資格に該当しないこととなった場合は、当局の判断によりその選任を取り消す。

なお、当局の選任した鑑定評価員等が不動産鑑定評価法第40条の規定による懲戒処分を受けた場合についても同様とする。

また、令和4年7月1日から当局が鑑定評価員等を選任するまでの期間に不動産鑑定評価法第40条の規定による懲戒処分を受けた者については、鑑定評価員等への選任は行わない。

4 鑑定評価業務の内容

(1) 鑑定評価員

イ 一般の鑑定標準地に係る鑑定評価員

当局資産評価官又は同人が指定する者（以下「局資産評価官等」という。）から鑑定評価を依頼された鑑定標準地について、更地の正常価格並びに借地権の正常価格及び借地権割合（以下、併せて「鑑定評価額等」という。）の鑑定評価を行う。

(イ) 概報評価額調書等の作成

見込価額及び見込借地権割合（以下、併せて「概報評価額等」という。）を記載した概報評価額調書並びに鑑定標準地の価格一覧表（概報評価額等に基づくもの）を作成する。

(ロ) 概報評価額調書等の提出

上記（イ）で作成した概報評価額調書及び鑑定標準地の価格一覧表を、その鑑定評価員を構成員とする鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員（ブロック別鑑定評価員会議を行わない都道府県にあっては統括鑑定評価員）へ提出する。

(ハ) 鑑定評価員会議への出席

その鑑定評価員を構成員とする鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員（ブロック別鑑定評価員会議を行わない都道府県にあっては統括鑑定評価員）からの召集を受けて同会議へ出席する。

(ニ) 鑑定評価書等の作成

鑑定評価額等を記載した鑑定評価書及び鑑定標準地の価格一覧表（鑑定評価額等に基づくもの）を書面又は電磁的記録により作成する。

(ホ) 鑑定評価書の内容確認

別途局資産評価官等が交付する鑑定評価書確認書等により、作成した鑑定評価書の内容を確認する。

(ヘ) 鑑定評価書等の提出

上記（ニ）で作成した鑑定評価書、鑑定標準地の価格一覧表及び上記（ホ）の鑑定評価書確認書等（以下、（ヘ）において「鑑定評価書等」という。）を提出する。

なお、書面により鑑定評価書等を作成した場合は、その鑑定評価員を構成員とする鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員（ブロック別鑑定評価員会議を行わない都道府県にあっては統括鑑定評価員。以下、（ヘ）において「主幹鑑定評価員等」という。）へ提出する。

また、電磁的記録により鑑定評価書等を作成した場合の提出先は局資産評価官等から別途指示する。

おって、電磁的記録により鑑定評価書等を提出する場合は、上記（ロ）概報評価額調書等の提出前までに主幹鑑定評価員等へその旨申し出ること。

ロ 特定の鑑定標準地に係る鑑定評価員

局資産評価官等から鑑定評価を依頼された特定の鑑定標準地について鑑定評価を行う。

なお、大規模工場用地については更地の正常価格（その大規模工場用地が5万平方メートルであるとした場合の価格を含む。）並びに借地権の正常価格及び借地権割合の鑑定評価を行い、ゴルフ場用地等についてはゴルフ場用地等としての正常価格の鑑定評価を行う。

(イ) 概報評価額調書等の作成

概報評価額等を記載した概報評価額調書及び鑑定標準地の価格一覧表（概報評価額等

に基づくもの)を作成する。

(ロ) 概報評価額調書等の提出

上記(イ)で作成した概報評価額調書及び鑑定標準地の価格一覧表を、その鑑定評価員を構成員とする鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員へ提出する。

(ハ) 鑑定評価員会議への出席

その鑑定評価員を構成員とする鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員からの召集を受けて同会議へ出席する。

(ニ) 鑑定評価書等の作成

鑑定評価額等を記載した鑑定評価書及び鑑定標準地の価格一覧表(鑑定評価額等に基づくもの)を書面又は電磁的記録により作成する。

(ホ) 鑑定評価書の内容確認

別途局資産評価官等が交付する鑑定評価書確認書等により、作成した鑑定評価書の内容を確認する。

(ヘ) 鑑定評価書等の提出

上記(ニ)で作成した鑑定評価書、鑑定標準地の価格一覧表及び上記(ホ)の鑑定評価書確認書等(以下、(ヘ)において「鑑定評価書等」という。)を提出する。

なお、書面により鑑定評価書等を作成した場合は、その鑑定評価員を構成員とする鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員へ提出する。

また、電磁的記録により鑑定評価書等を作成した場合の提出先は局資産評価官等から別途指示する。

おって、電磁的記録により鑑定評価書等を提出する場合は、上記(ロ)概報評価額調書等の提出前までに主幹鑑定評価員等へその旨申し出ること。

(注) 1 鑑定評価員会議

鑑定評価員会議は、鑑定標準地の鑑定評価額がバランスのとれた適正なものとなるように、鑑定評価員等を構成員としてブロック別及び都道府県別(特定の鑑定標準地については、国税局の管轄区域別。)に行う。

なお、鑑定評価員会議には、当局資産評価官の職員及びその鑑定評価員会議が担当する区域の評価事務を行う税務署の評価担当職員が出席する。

(1) ブロック別鑑定評価員会議

ブロック別鑑定評価員会議は、そのブロック内の鑑定標準地の鑑定評価を行う鑑定評価員、主幹鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員を構成員とする。

(2) 都道府県別鑑定評価員会議

都道府県別鑑定評価員会議は、その都道府県内のブロック別鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員並びにその都道府県の統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員を構成員とする(ブロック別鑑定評価員会議を行わない都道府県にあっては、その都道府県内の鑑定評価員、統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員を構成員とする。)。

(3) 特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議

特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議は、当局の管轄区域内の特定の鑑定標準地の鑑定評価を行う鑑定評価員、主幹鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員を構成員とする。

- 2 鑑定評価は、不動産鑑定評価法並びに不動産鑑定評価基準及び不動産鑑定評価基準の運用上の留意事項（国土交通事務次官通知）等の、不動産鑑定士が不動産の鑑定評価を行うに当たって準拠すべきとされるもの（以下「不動産鑑定評価基準等」という。）に基づいて行う。
- 3 鑑定評価の価格時点は、令和5年1月1日とする。
- 4 調査範囲等条件として、土壌汚染、埋蔵文化財及び地下埋設物を考慮外としての鑑定評価を行う。
- 5 借地権の鑑定評価に当たり、借地権の取引事例がない等の理由で鑑定評価を行うことができない場合は、次の事項を記載した書類を作成する。
 - （1）鑑定評価によらなかった理由（不動産鑑定評価基準等により難しい理由）
 - （2）調査経過
 - （3）鑑定標準地の属する地域における標準的な借地契約等に基づいた場合の借地権の正常価格（割合）の査定根拠
- 6 概報評価額調書、鑑定標準地の価格一覧表及び鑑定評価書の作成に当たっては、別途指示する様式及び作成要領に基づいて行う。

（2）主幹鑑定評価員

イ ブロック別鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員

上記（1）のイの（イ）、（ニ）及び（ホ）の鑑定評価員の業務に加えて次の（イ）から（ト）までの業務を行う。

（イ）局資産評価官等との協議

ブロック別鑑定評価員会議を代表し、同会議の開催時期、開催場所、協議検討事項及び資料等について、あらかじめ局資産評価官等と協議する。

（ロ）鑑定標準地の選定について

局資産評価官等が、鑑定標準地の新設、廃止、配置換えなどについて、意見を求めた場合には、適切に助言等を行う。

（ハ）概報評価額調書等の取りまとめ及び提出

ブロック別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等が作成した概報評価額調書及び鑑定標準地の価格一覧表（概報評価額等に基づくもの）を取りまとめ、局資産評価官等へ提出する。

（ニ）ブロック別鑑定評価員会議の主催等

A ブロック別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員を召集し、同会議を主催する。

B ブロック別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員相互の意見調整を行う。

なお、同会議の構成員である鑑定評価員相互の意見が相違する場合においては、鑑定標準地の価格一覧表に自ら判定した意見価格又は意見価格の再検討が必要である旨を記載して局資産評価官等へ提出する。

（ホ）鑑定評価書等の取りまとめ及び提出

ブロック別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等が書面により作成した鑑定評価書及び鑑定標準地の価格一覧表（鑑定評価額等に基づくもの）を取りまとめ、局資産評価官等へ提出する。

(へ) 都道府県別鑑定評価員会議への出席

その主幹鑑定評価員が担当するブロックの存する都道府県の統括鑑定評価員からの召集を受けて都道府県別鑑定評価員会議へ出席する。

(ト) 鑑定標準地数等一覧表の作成及び提出

その主幹鑑定評価員が担当するブロック内における、市区町村ごとの鑑定評価員名及び担当地点数並びに電磁的記録により鑑定評価書等を提出する申し出があった鑑定評価員名の一覧表（以下、併せて「鑑定標準地数等一覧表」という。）を適宜の様式により作成の上、提出する。

なお、提出先は別途指示する。

ロ 特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議の主幹鑑定評価員

上記（１）のロの（イ）、（ニ）及び（ホ）の特定の鑑定標準地の鑑定評価員の業務に加えて及び次の（イ）から（へ）までの業務を行う。

(イ) 局資産評価官等との協議

特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議を代表し、同会議の開催時期、開催場所、協議検討事項及び資料等について、あらかじめ局資産評価官等と協議する。

(ロ) 鑑定標準地の選定について

局資産評価官等が、鑑定標準地の新設、廃止、配置換えなどについて、意見を求めた場合には、適切に助言等を行う。

(ハ) 概報評価額調書等の取りまとめ及び提出

特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等が作成した概報評価額調書及び鑑定標準地の価格一覧表（概報評価額等に基づくもの）を取りまとめ、局資産評価官等へ提出する。

(ニ) 特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議の主催等

A 特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員を召集し、同会議を主催する。

B 特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員相互の意見調整を行う。

なお、同会議の構成員である鑑定評価員相互の意見が相違する場合においては、鑑定標準地の価格一覧表に自ら判定した意見価格又は意見価格の再検討が必要である旨を記載して局資産評価官等へ提出する。

(ホ) 鑑定評価書等の取りまとめ及び提出

特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等が書面により作成した鑑定評価書及び鑑定標準地の価格一覧表（鑑定評価額等に基づくもの）を取りまとめ、局資産評価官等へ提出する。

(へ) 鑑定標準地数等一覧表の作成及び提出

広島国税局内の都道府県の特定の鑑定標準地に係る鑑定標準地数等一覧表を大規模工場及びゴルフ場用地等の別に適宜の様式により作成の上、提出する。

なお、提出先は別途指示する。

(３) 副主幹鑑定評価員

イ ブロック別鑑定評価員会議の副主幹鑑定評価員

上記（１）のイの鑑定評価員の業務に加え、上記（２）のイの主幹鑑定評価員の業務の補佐を行う（都道府県別鑑定評価員会議への出席を含む。）。

ロ 特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議の副主幹鑑定評価員

上記（１）のロの鑑定評価員の業務に加え、上記（２）のロの主幹鑑定評価員の業務の補佐を行う。

（４）統括鑑定評価員

上記（１）のイの鑑定評価員の業務に加え、次のイ及びロの業務を行う。

イ 局資産評価官等との協議

都道府県別鑑定評価員会議を代表し、同会議の開催時期、開催場所、協議検討事項及び資料等について、あらかじめ局資産評価官等と協議する。

ロ 都道府県別鑑定評価員会議の主催等

（イ）都道府県別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等を召集し同会議を主催する。

（ロ）都道府県別鑑定評価員会議において鑑定評価員等相互の意見調整を行う。

なお、同会議の構成員である鑑定評価員等相互の意見が相違する場合においては、自ら判定した意見価格又は意見価格の再検討が必要である旨を局資産評価官等へ連絡する。

（注）ブロック別鑑定評価員会議を開催しない都道府県における統括鑑定評価員は、次の業務を併せて行う。

１ 概報評価額調書等の取りまとめ及び提出

都道府県別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等が作成した概報評価額調書及び鑑定標準地の価格一覧表（概報評価額等に基づくもの）を取りまとめ、局資産評価官等へ提出する。

２ 鑑定標準地の選定について

局資産評価官等が、鑑定標準地の新設、廃止、配置換えなどについて、意見を求めた場合には、適切に助言等を行う。

３ 鑑定評価書等の取りまとめ及び提出

都道府県別鑑定評価員会議の構成員である鑑定評価員等が書面により作成した鑑定評価書及び鑑定標準地の価格一覧表（鑑定評価額等に基づくもの）を取りまとめ、局資産評価官等へ提出する。

４ 鑑定標準地数等一覧表の作成及び提出

その統括鑑定評価員が担当する都道府県に係る鑑定標準地数等一覧表を適宜の様式により作成の上、提出する。

なお、提出先は別途指示する。

（５）副統括鑑定評価員

上記（１）のイの鑑定評価員の業務に加え、上記（４）の統括鑑定評価員の業務の補佐を行う。

5 提出書類及び提出期限

	提出書類	提出期限	提出先
1	概報評価額調書	局資産評価官等が指定した日	局資産評価官等
2	鑑定標準地の価格一覧表 (概報評価額等に基づくもの)	局資産評価官等が指定した日	局資産評価官等
3	鑑定評価書 (鑑定評価書確認書等を含む)	令和5年2月1日(水)	局資産評価官等
4	鑑定標準地の価格一覧表 (鑑定評価額等に基づくもの)	令和5年2月1日(水)	局資産評価官等
5	鑑定標準地数等一覧表	局資産評価官等が指定した日	別途指示する
6	局資産評価官等が指示する書類	局資産評価官等が指定した日	局資産評価官等

6 受託者の条件

次の(1)から(3)までの条件のいずれにも該当する不動産鑑定業者とする。

- (1) 不動産鑑定評価法第22条の規定による登録を受けている不動産鑑定業者であること。
- (2) 令和4年7月1日時点において、不動産鑑定評価法第41条の規定による監督処分に係る不利益処分が終わった日から3年を経過していない等、適正な鑑定評価の実施に支障を生じるおそれがあると認められる不動産鑑定業者でないこと。
- (3) 上記1の(2)のロからニまでの条件を充足する不動産鑑定士が従事する不動産鑑定業者(その不動産鑑定士が不動産鑑定業者である場合を含む。以下同じ。)であること。

7 報酬

次の(1)から(3)までの区分に応じて定めた金額とする。

なお、次の(1)から(3)までに掲げる金額については、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(1) 鑑定評価員

鑑定評価を依頼された鑑定標準地について1地点当たり次の金額

鑑定標準地の区分	単 価
一般の鑑定標準地	73,900円
特定の鑑定標準地	96,600円

(2) 主幹鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員

次のイ及びロの合計金額

イ 鑑定評価を依頼された鑑定標準地について1地点当たり上記(1)の表に掲げる金額

ロ 21, 850円（ブロック別鑑定評価員会議又は特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議の主催等の業務に係るもの）

（3）統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員

次のイ及びロの合計金額

イ 鑑定評価を依頼された鑑定標準地について1地点当たり上記（1）の表に掲げる金額

ロ 21, 850円（都道府県別鑑定評価員会議の主催等の業務に係るもの）

（注）主幹鑑定評価員又は副主幹鑑定評価員を兼任する者には、上記（2）のロの金額を加算する。

8 契約先

鑑定評価員等が主宰又は所属する不動産鑑定業者と契約する。

9 「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」に記載した内容の維持

鑑定評価員等及び当局と契約を結ぶ不動産鑑定業者は、契約期間が終了するまで、「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」に記載した内容を維持すること。

なお、契約締結後、記載した内容が維持されなくなった場合には、当局の指示に従うこととし、その指示に対して異議を申し立てないこと。

10 依頼の取消し等

次に掲げる事由が生じた場合は、鑑定評価員等業務の依頼を全て取り消し、その依頼に係る全ての報酬の支払いは行わない。

なお、一部の業務が終了している場合においても同様とする。

（1）依頼した鑑定評価員等業務の完了見込みがない場合

（2）上記6の（1）の受託者の条件に該当しないこととなった場合

（3）不動産鑑定業者が、不動産鑑定評価法第30条に規定する登録の削除事由に該当することとなった場合

（4）鑑定評価員等が、契約期間中に不動産鑑定評価法第40条に基づく懲戒処分を受けた場合

（5）不動産鑑定業者が、契約期間中に不動産鑑定評価法第41条に基づく監督処分を受けた場合

（6）局資産評価官等の指示に従わない場合等、その他鑑定評価業務の円滑かつ適正な実施に支障を生じるおそれがあると認められる場合

（7）上記（1）から（6）までの処理については、全て当局の指示に従うものとし、当該指示に対して異議を申し立てないこと。

11 情報の公開

上記5の表の提出書類欄に掲げる書類は、行政文書として情報公開の対象となる。

また、局資産評価官等に提出された書類は、当局が定める路線価等の評定根拠となるものであり、路線価等の内容について納税者等と争いが生じた場合には当局に協力し、必要に応じて資料等を提供すること。

12 その他

(1) 既に提出した「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」の記載内容に変更があった場合は、局資産評価官等へ直ちに連絡する。

(2) 鑑定評価を依頼する鑑定標準地は、令和4年11月中旬までに、局資産評価官等が指示する。

(3) 本仕様書の業務に関して知り得た事項は、局資産評価官等が認める場合を除き、他に漏らしてはならない。

また、本仕様書の業務に関する資料等の保管に当たっては、紛失等のないよう適切に管理し、配付資料については、鑑定評価書等の提出後、局資産評価官等の指示に従い返却する。

(4) 局資産評価官等が開催する説明会及び打合せ会等に参加する。

なお、出席に伴う交通費等は、自己の負担とする。

(5) 当局が「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を税務署へ提出するに当たり、個人番号の取得及び本人確認を行う場合は、当局に協力すること。

なお、個人番号に変更があった場合には、速やかに当局へ連絡すること。

(6) 本仕様書に定めがないものについては局資産評価官等の指示に従う。

令和５年分ブロック別鑑定評価員会議の担当区域

都道府県	ブロック名	ブロック別鑑定評価員会議の担当区域
鳥取県	鳥 取	鳥取税務署の管轄区域
	倉 吉	倉吉税務署の管轄区域
	米 子	米子税務署の管轄区域
岡山県	岡山東	岡山東、岡山西、西大寺、瀬戸及び玉野税務署の管轄区域
	岡山西	児島、倉敷、玉島、津山、笠岡、高梁、新見及び久世税務署の管轄区域
広島県	広島中	広島東、広島南及び広島西税務署の管轄区域
	広島東	呉、竹原、西条及び海田税務署の管轄区域
	広島西	広島北、三次、庄原、廿日市及び吉田税務署の管轄区域
	福 山	三原、尾道、福山及び府中税務署の管轄区域
山口県	山口西	下関、宇部、萩、長門及び厚狭税務署の管轄区域
	山口東	山口、徳山、防府、岩国、光及び柳井税務署の管轄区域

(注) 島根県においては、ブロック別鑑定評価員会議は開催せず、県下全域を担当地域として県別鑑定評価員会議を行う。

土地評価精通者業務仕様書

1 土地評価精通者の募集人員

県	募集人員
鳥取県及び島根県	おおむね 25 名程度
岡山県	おおむね 50 名程度
広島県	おおむね 70 名程度
山口県	おおむね 30 名程度

2 土地評価精通者の選任基準

土地評価精通者へ選任されることを希望する者の中から、次の（１）から（４）までの土地評価精通者の区分に応じて定めた基準により選任する（（５）に該当する者を除く。）。

なお、応募者多数の場合には、同一基準に該当する者の中から、鑑定評価員の選任状況、公的土地評価の経験及び鑑定評価の実績等を総合勘案して選任することから、上位基準に該当する者であっても選任されない場合がある。

また、土地評価精通者業務の履行において、その信頼性を著しく損なう行為等を行ったことがない者若しくは法人又は行うおそれのない者若しくは法人であること。

（１）宅地の土地評価精通者

税務署の管轄区域ごとに、次の上位の基準に該当する者から選任する。

- イ 意見価格等の提出を依頼する地域（以下「依頼地域」という。）の地価公示の標準地の鑑定評価を行っている不動産鑑定士（不動産鑑定士補を含む。以下同じ。）
- ロ 依頼地域の都道府県の基準地の鑑定評価を行っている不動産鑑定士
- ハ 依頼地域の固定資産税標準宅地の鑑定評価を行っている不動産鑑定士
- ニ 過去において上記イないしハに掲げる公的土地評価の経験がある等、依頼地域の地価事情に精通していると認められる不動産鑑定士
- ホ 次に掲げる者で、依頼地域の地価事情に精通していると認められる者
 - （イ）金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者
 - （ロ）不動産取引業者又は不動産取引業者に勤務する者
- ヘ その他依頼地域の宅地の地価事情に精通していると認められる者

（２）大規模工場用地・ゴルフ場用地等の土地評価精通者

大規模工場用地（工場、研究開発施設等の敷地の用に供されている宅地及びこれらの宅地に隣接する駐車場、福利厚生施設等の用に供されている一団の土地で、その地積が５万平方メートル以上のものをいう。以下同じ。）及びゴルフ場用地等（ゴルフ場、遊園地、競馬場その他これらに類似する施設の用に供されている土地をいう。以下同じ。）の別に、次の上位の基準に該当する者から選任する。

イ 大規模工場用地・ゴルフ場用地等の鑑定評価の実績等から、依頼地域の大規模工場用地・ゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる不動産鑑定士

ロ 次に掲げる者で、依頼地域の大規模工場用地・ゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる者

(イ) 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者

(ロ) 不動産取引業者又は不動産取引業者に勤務する者

ハ その他依頼地域の大規模工場用地・ゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる者

(3) 農地の土地評価精通者

税務署の管轄区域ごとに、財産評価基本通達(昭和39年4月25日付直資56ほか1課共同)に定める純農地及び中間農地の別に選任する。

イ 純農地

次の上位の基準に該当する者から選任する。

(イ) 次に掲げる者で、依頼地域の純農地の地価事情に精通していると認められる者

A 農業協同組合の役職員

B 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者

(ロ) 依頼地域の純農地の地価事情に精通していると認められる農業経営者

(ハ) 上記(1)のイ、ロ、ハ及びニのいずれかに該当する不動産鑑定士(該当者が複数の場合においては、イ、ロ、ハ、ニの順に選任する。)

(ニ) その他依頼地域の純農地の地価事情に精通していると認められる者

ロ 中間農地

次の上位の基準に該当する者から選任する。

(イ) 上記(1)のイ、ロ、ハ及びニのいずれかに該当する不動産鑑定士(該当者が複数の場合においては、イ、ロ、ハ、ニの順に選任する。)

(ロ) 次に掲げる者で、依頼地域の中間農地の地価事情に精通していると認められる者

A 農業協同組合の役職員

B 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者

(ハ) その他依頼地域の中間農地の地価事情に精通していると認められる者

(4) 山林の土地評価精通者

税務署の管轄区域ごとに、財産評価基本通達に定める純山林及び中間山林の別に選任する。

イ 純山林

次の上位の基準に該当する者から選任する。

(イ) 次に掲げる者で、依頼地域の純山林の地価事情に精通していると認められる者

A 森林組合の役職員

B 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者

(ロ) 依頼地域の純山林の地価事情に精通していると認められる林業経営者

(ハ) 上記(1)のイ、ロ、ハ及びニのいずれかに該当する不動産鑑定士(該当者が複数の場合においては、イ、ロ、ハ、ニの順に選任する。)

(ニ) その他依頼地域の純山林の地価事情に精通していると認められる者

ロ 中間山林

次の上位の基準に該当する者から選任する。

- (イ) 上記（１）のイ、ロ、ハ及びニのいずれかに該当する不動産鑑定士（該当者が複数の場合においては、イ、ロ、ハ、ニの順に選任する。）
- (ロ) 次に掲げる者で、依頼地域の中間山林の地価事情に精通していると認められる者
 - A 森林組合の役職員
 - B 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者
- (ハ) その他依頼地域の中間山林の地価事情に精通していると認められる者

(5) 不適格者

イ 不動産鑑定士の場合

- (イ) 不動産鑑定士が、令和４年７月１日時点において、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和３８年法律第１５２号、以下「不動産鑑定評価法」という。）第４０条の規定による懲戒処分に係る不利益処分が終わった日から３年を経過していない等、適正な意見価格等の提出に支障を生じるおそれがあると認められる者。
- (ロ) 不動産鑑定士が主宰又は所属している不動産鑑定業者が、令和４年７月１日時点において、不動産鑑定評価法第４１条の規定による監督処分に係る不利益処分が終わった日から３年を経過していない等、適正な意見価格等の提出に支障を生じるおそれがあると認められる者。

ロ 不動産鑑定士以外の者の場合

適切な意見価格等の提出に支障を生じるおそれがあると認められる者

(6) 土地評価精通者の選任の取消し等

イ 土地評価精通者が不動産鑑定士である場合

当局の選任した土地評価精通者が不動産鑑定評価法第４０条の規定による懲戒処分を受けた場合は、選任を取り消す。

なお、土地評価精通者である不動産鑑定士が主宰又は所属している不動産鑑定業者が、不動産鑑定評価法第４１条の規定による監督処分を受けた場合についても同様とする。

また、令和４年７月１日から当局が土地評価精通者を選任するまでの間に、土地不動産鑑定士が不動産鑑定評価法第４０条の規定による懲戒処分を受けた者及び土地評価精通者への選任を希望する不動産鑑定士が主宰又は所属している不動産鑑定業者で不動産鑑定評価法第４１条の規定による監督処分を受けた者については、土地評価精通者への選任は行わない。

ロ 土地評価精通者が不動産鑑定士以外の者の場合

当局が選任した土地評価精通者について、上記（１）から（４）の選任基準に該当しないこととなった場合は、当局の判断によりその選任を取り消す。

3 土地評価精通者の業務内容

土地評価精通者は、依頼地域の評価事務を担当する税務署の評価専門官又は広島国税局資産評価官から依頼された標準地等について、次の（１）から（４）までの区分に応じて定めた業務を行う。

なお、土地評価精通者は、依頼された標準地等を実地に確認することとする。

(1) 宅地

次に掲げる標準地等の区分に応じ、それぞれ記載している価格等の調査等を行う。

- イ 主要標準地（路線価等を定めるための評定を行う上で主要な基準点となる標準地をいう。以下同じ。）

地価公示価格水準の1平方メートル当たりの価格、借地権割合、地価変動率及び予想売買価格

- ロ 枝標準地（主要標準地以外の標準地をいう。以下同じ。）

主要標準地の意見価格との格差及び借地権割合

- ハ 地価公示標準地等

地価公示の標準地及び都道府県の基準地（以下「地価公示標準地等」という。）の借地権割合（価格）

- ニ 署の最高標準宅地

署の最高標準宅地の評定

（2）大規模工場用地・ゴルフ場用地等

- イ 大規模工場用地

次に掲げる標準地の区分に応じ、それぞれ記載している価格等の調査等を行う。

- （イ）主要標準地

地積がおおむね5万平方メートルのく形又は正方形の宅地であるとした場合の1平方メートル当たりの価格、借地権割合、地価変動率及び予想売買価格

- （ロ）枝標準地

主要標準地の意見価格との格差及び借地権割合

- ロ ゴルフ場用地等

次に掲げる標準地の区分に応じ、それぞれ記載している価格等の調査等を行う。

- （イ）主要標準地

ゴルフ場用地等の付近にある土地の価格から比準して求めた価格に、そのゴルフ場用地等に造成するための費用を加算した1平方メートル当たりの価格、地価変動率及び予想売買価格

- （ロ）枝標準地

主要標準地の意見価格との格差

- ハ 地価公示標準地等

地価公示標準地等の借地権割合（価格）

（3）農地

次に掲げる標準地の区分に応じ、それぞれ記載している価格等の調査等を行う。

- イ 主要標準地

専ら農業の用（農業経営のための素地）に供することを目的とした売買において通常成立すると認められる10アール当たりの価格、付近の宅地の価格に対する割合、地価変動率及び予想売買価格

- ロ 枝標準地

主要標準地の意見価格との格差

（4）山林

次に掲げる標準地の区分に応じ、それぞれ記載している価格等の調査等を行う。

イ 主要標準地

専ら林業の用（林業経営のための素地）に供することを目的とした売買において通常成立すると認められる 10 アール当たりの価格、付近の宅地の価格に対する割合、地価変動率及び予想売買価格

ロ 枝標準地

主要標準地の意見価格との格差

(注) 1 意見価格等の価格時点は令和 5 年 1 月 1 日とする。

2 標準地 1 地点当たりの土地評価精通者は、3 名以内とする。

3 地価公示標準地等の借地権割合（価格）の評定根拠については、不動産鑑定士のみに依頼する。

4 提出書類及び提出期限等

土地評価精通者は、上記「3 土地評価精通者の業務内容」の（1）から（4）までの区分に応じ、それぞれ必要となる次に掲げる書類を、原則として、パソコンで作成し電子メールで提出する。

なお、具体的な提出方法及び提出先のメールアドレス等は別途指示する。

	提出書類	提出期限	提出先
1	精通者意見価格調書（宅地）	令和 5 年 1 月 20 日（金）	依頼地域の評価事務を担当する税務署の評価専門官
2	精通者意見価格調書（農地・山林）		
3	地価公示標準地等の借地権割合（価格）の評定根拠		
4	最高標準宅地についての精通者意見価格の評定理由書		
5	その他、別途指示のあった書類	指定する期日	

(注) 1 大規模工場用地・ゴルフ場用地等の意見価格等の提出に当たっては、精通者意見価格調書（宅地）を使用する。

2 提出した意見価格等について再検討の指示があった場合は、速やかに当該意見価格等の再検討を行い、必要に応じて訂正する。

5 受託者の条件

次の（1）から（4）までの土地評価精通者の区分に応じ、次に掲げる者とする。

(1) 宅地の土地評価精通者

イ 不動産鑑定士（不動産鑑定業者を含む。）

ロ 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者（金融機関を含む。）

ハ 不動産取引業者に勤務する者（不動産取引業者を含む。）

- ニ その他依頼地域の宅地の地価事情に精通していると認められる者
- (2) 大規模工場用地及びゴルフ場用地等の土地評価精通者
- イ 不動産鑑定士（不動産鑑定業者を含む。）
- ロ 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者（金融機関を含む。）
- ハ 不動産取引業者に勤務する者（不動産取引業者を含む。）
- ニ その他依頼地域の大規模工場用地及びゴルフ場用地等の地価事情に精通していると認められる者
- (3) 農地の土地評価精通者
- イ 不動産鑑定士（不動産鑑定業者を含む。）
- ロ 農業協同組合の役職員（農業協同組合を含む。）
- ハ 依頼地域の農地の地価事情に精通していると認められる農業経営者
- ニ 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者（金融機関を含む。）
- ホ その他依頼地域の農地の地価事情に精通していると認められる者
- (4) 山林の土地評価精通者
- イ 不動産鑑定士（不動産鑑定業者を含む。）
- ロ 森林組合の役職員（森林組合を含む。）
- ハ 依頼地域の山林の地価事情に精通していると認められる林業経営者
- ニ 金融機関において不動産評価に関連する業務に従事する者（金融機関を含む。）
- ホ その他依頼地域の山林の地価事情に精通していると認められる者

6 報酬

依頼された標準地について1地点当たり次の金額（消費税及び地方消費税を含む。）

	依 頼 内 容	1 地点当たりの単価	
		不動産鑑定士	不動産鑑定士以外
1	精通者意見価格等（宅地）一般の宅地	1, 4 5 0 円	1, 1 5 0 円
2	精通者意見価格等（宅地）大規模工場用地、ゴルフ場用地等	5, 6 0 0 円	5, 1 0 0 円
3	精通者意見価格等（農地・山林）	1, 4 5 0 円	1, 1 5 0 円
4	地価公示標準地等の借地権割合（価格）の評定根拠	3, 3 0 0 円	
5	最高標準宅地についての精通者意見価格の評定理由	3, 3 0 0 円	3, 3 0 0 円
6	その他、別途指示事項	上記1から5に含む。	上記1から5に含む。

7 契約先

(1) 土地評価精通者が不動産鑑定士である場合

イ 不動産鑑定業者の業務として従事する場合

不動産鑑定業者（不動産鑑定士が主宰する不動産鑑定業者を含む。）と契約する。

ロ 不動産鑑定士（個人）の業務として従事する場合

不動産鑑定士（個人）と契約する。

(2) 土地評価精通者が不動産鑑定士以外の者である場合

イ 法人（個人事業者を含む。）の業務として従事する場合

法人（個人事業者を含む。）と契約する。

ロ 個人の業務として従事する場合

個人と契約する。

8 「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」等に記載した内容の維持

土地評価精通者及び当局と契約を結ぶ者は、契約期間が終了するまで、「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」又は「土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士以外用）」に記載した内容を維持すること。

なお、契約締結後、記載した内容が維持されなくなった場合には、当局の指示に従うこととし、その指示に対して異議を申し立てないこと。

9 依頼の取消し

次に掲げる事由が生じた場合は、土地評価精通者業務の依頼を全て取り消し、その依頼に係る全ての報酬の支払いは行わない。

(1) 上記4の表の提出書類欄に掲げる提出期限までに業務の完了見込みがない場合

(2) 上記5の受託者の条件に該当しないこととなった場合

(3) 不動産鑑定業者が、不動産鑑定評価法第30条に規定する登録の削除事由に該当することとなった場合

(4) 土地評価精通者が、契約期間中に不動産鑑定評価法第40条に基づく懲戒処分を受けた場合

(5) 不動産鑑定業者が、契約期間中に不動産鑑定評価法第41条に基づく監督処分を受けた場合

(6) 局資産評価官等の指示に従わない場合等、その他土地評価精通者業務の円滑かつ適正な実施に支障を生じるおそれがあると認められる場合

10 情報の公開

上記4の表の提出書類欄に掲げる書類は、行政文書として情報公開の対象となる。

また、提出された書類は、当局が定める路線価等の評価根拠となるものであり、路線価等の内容について納税者等と争いが

生じた場合には当局に協力し、必要に応じて資料等を提供すること。

11 その他

(1) 「鑑定評価員等・土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士用）」又は「土地評価精通者の希望届出書（不動産鑑定士以外用）」の記載内容に変更があった場合は、局資産評価官等へ

直ちに連絡する。

(2) 意見価格等の調査等を依頼する標準地は、令和4年12月上旬までに局資産評価官等が指示する。

(3) 本仕様書の業務に関して知り得た事項は、局資産評価官等が認める場合を除き、他に漏らしてはならない。

また、本仕様書の業務に関する資料等の保管に当たっては、紛失等のないよう適切に管理し、配付資料については、精通者意見価格調書等の提出後、局資産評価官等の指示に従い返却する。

(4) 局資産評価官等が開催する説明会及び打合せ会等に参加する。

なお、出席に伴う交通費等は、自己の負担とする。

(5) 当局が「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」を税務署へ提出するに当たり、個人番号の取得及び本人確認を行う場合は、当局に協力すること。

なお、個人番号に変更があった場合には、速やかに当局へ連絡すること。

(6) 本仕様書に定めがないものについては局資産評価官等の指示に従う。

契 約 書

支出負担行為担当官 広島国税局総務部次長 ○○ ○○（以下「甲」という。）と○○○
○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○ ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、下記条項に
より「令和 5 年分路線価等を定めるための鑑定評価員等業務」に関する契約（以下「本契約」
という。）を締結する。

記

第 1 条（本契約の目的）

- 1 本契約は、別添仕様書に基づき、本業務に関する事項を定めるものである。
- 2 乙は、仕様書に基づき本業務を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

第 2 条（信義誠実の原則）

甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行するものとする。

第 3 条（履行場所）

本業務の履行場所は、仕様書に記載する場所とする。

第 4 条（契約期間）

本業務の契約期間は、契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

第 5 条（契約金額）

- 1 本契約は単価契約とし、甲が乙に支払う単価（消費税額及び地方消費税額（以下「消費税額等」という。）を含む。）は別紙 1「単価表」のとおりとする。
- 2 前項の消費税額等は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき計算した額である。
なお、契約期間中において、消費税率の改正が施行された後には、消費税額等については、改正後の税率によるものとする。

第 6 条（契約保証金）

甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

第 7 条（権利、義務の譲渡等の制限）

- 1 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者（乙の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

第 8 条（下請け、委託等の禁止）

- 1 乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、原則として本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲と協議し、承認を得た場合はこの限りでない。
- 3 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。
- 4 第 2 項ただし書により甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うもの

とし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
その後に承認を得た第三者についても、同様とする。

- 5 第2項ただし書により甲が承認した場合でも、乙は、甲に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。
- 6 乙は、第21条第2項第13号から第17号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）とすることができない。
- 7 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 8 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の締結する契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し下請人等が締結した契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
- 9 前二項の場合において、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。
- 10 第8項の場合、乙は甲が実際に被った損害について、第26条に規定する損害賠償責任を免れない。

第9条（従事者の限定）

- 1 乙は、従事者を限定して本業務を行うものとする。
- 2 乙は、甲から申し出があった場合は、甲に対し、前項の従事者を書面により通知しなければならない。
- 3 甲は、前項により乙から通知を受けた従事者の中に本業務の遂行について著しく不適当な者がいると認める場合には、乙に対し、その理由を付して通知し、必要な措置を要求することができるものとする。
- 4 乙は、自己の事由により第2項により甲に通知した従事者を変更する場合には、甲に対し、変更理由及び変更従事者名を事前に書面にて通知し、甲の承認を得るものとする。

第10条（応札条件の維持）

乙は、本契約が終了するまで、仕様書に定める受託者の条件を維持しなければならない。

第11条（秘密の保持）

- 1 乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び乙が甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- 2 乙は、本業務及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体された成果物、ソフトウェア、図面、書類、データ等を本契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
- 3 乙は、自らの従事者及び第8条第2項ただし書により甲の承認を受けた第三者に、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
- 4 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部を解除することができるものとする。
- 5 乙が本条の義務に違反した場合には、甲は、乙に対して第5条に定める契約単価に鑑定評価件数（請求時に件数が確定しているときは確定件数）を乗じて算出した金額の100分の30に相当する金額を違約金として請求することができる。この場合、乙は、甲、国税庁、国税局及び税務署等国税組織全体に属する全部又はいずれかの組織（以下「甲等」という。）又は情報主体本人（以下「甲等ほか」という。）が実際に被った損害について、第26条の損害賠償責任を免れないものとする。
- 6 個人情報に関する取扱いについては、別紙2「財務省の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程」の取扱いを遵守しなければならない。

7 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

第 12 条（費用負担）

本業務の遂行に要する一切の費用は、乙の負担とする。

第 13 条（服務等）

- 1 乙は、業務を行うに当たっては、甲の指示に従い、常に善良な管理者の注意をもって行わなければならない。
- 2 乙は、乙の従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持に関して一切責任を負うものとする。
- 3 甲は、乙の従事者が不適当と認めたときは、乙に対して従事者に交代を求めることができる。
- 4 乙は業務を行うに当たっては、必要に応じ現場責任者を定め、甲に通知するものとする。

第 14 条（監督等）

- 1 甲は、本契約の履行に関し、甲があらかじめ監督職員として指定している職員及び甲が個別に指定する職員（以下「監督職員等」という。）に、乙の本業務の遂行を監督させ、必要な指示をさせることができる。
- 2 乙は、監督職員等の監督又は指示に従わなければならない。
- 3 甲は、第 8 条第 2 項ただし書により承認した場合には、乙に対し、本契約上の義務の履行に関してなされた乙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

第 15 条（事情変更）

- 1 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。
- 2 前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙が協議して書面により定めるものとする。

第 16 条（期間の延長）

- 1 乙は、天災地変その他正当な理由により契約に定める期限までに業務を終了することができない場合は、正当な理由を明らかにして甲に期間の延長を求めることができる。
- 2 甲は、乙の理由をやむを得ないものと認めたときは、甲が相当と認める日数の期間を延長することができる。
- 3 乙は、仕様書に定める期限までに業務を終了することができないと認めたときは、直ちにその理由及び業務終了予定日等を甲に申し出て、甲の承認を得なければならない。
- 4 乙の責に帰すべき事由による延期の申し出があった場合、乙は、違約罰として甲に対し、遅延日数に応じ、契約金額に対して年 2.5%の遅延損害金を納付するものとする。
- 5 前項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第 26 条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

第 17 条（検査）

- 1 乙は、本業務を終了したときには、速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員及び甲が個別に指定する職員（以下「検査職員等」という。）の検査を受けなければならない。
- 2 甲は、乙から前項の規定による報告を受けた日から 10 日以内に検査職員等をして検査を行わなければならない。
- 3 甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。
- 4 乙は、第 1 項の検査に合格したときをもって業務を完了したものとする。
- 5 検査の結果不合格の場合、乙は、検査職員等の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上、再度検査を受けなければならない。
- 6 第 3 項及び第 5 項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

第 18 条（契約金額の請求及び支払）

- 1 乙は、本業務の完了後、甲があらかじめ定める書式又は甲に事前に提出してその承認を得た乙の書式による支払請求書により、甲に契約金額の支払を請求するものとし、甲は、適法な支払請求書を受領した日から30日以内に、あらかじめ甲の定める方法により乙に支払う。
- 2 前項の期限内に甲の支払がないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）に規定する条項に定めるところによる。

第19条（業務の完了後における説明等）

乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

第20条（契約不適合責任）

- 1 甲は本業務を完了した日から起算して1年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。
 - (1) 本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用
 - (2) 本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能又は機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用
 - (3) 契約不適合を原因として、甲の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用
- 3 第1項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 第1項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第1項ないし第3項に基づく各請求ができるものとする。
- 5 前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

第21条（解除）

- 1 甲は、自己の都合により、乙に対し1か月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。
- 2 乙に次の各号の一に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の遂行に支障が生じると認めたときは、甲は何らの通知又は催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。ただし、解除に関し本契約上に他の条項がある場合は同

条項を優先する。

- (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。
 - (2) 相当の理由なく、納期までに本業務を履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (4) 財産状態が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる事由があるとき。
 - (5) 著しい納期の遅延があったとき。
 - (6) 第 17 条に定める再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
 - (7) 契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は第 20 条に定める甲の請求に応じないとき。
 - (8) 監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (9) 自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
 - (10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - (11) 手形、小切手の不渡等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
 - (12) 解散の決議をしたとき。
 - (13) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
 - (15) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
 - (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - (17) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - (18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
 - (19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
 - (20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
 - (21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
 - (22) その他、第 18 号から第 21 号に準ずる行為をしたとき。
- 3 甲が前項により本契約を解除した場合には、甲は、乙に対し、第 5 条に定める契約単価に鑑定評価件数（請求時に件数が確定しているときは確定件数）を乗じて算出した金額の 100 分の 30 に相当する金額を違約罰として請求できるものとする。
- 4 乙が本契約上の規定に違反した場合には、甲は、本条第 1 項の解除をしない場合でも、乙に対して、第 5 条に定める契約単価に鑑定評価件数（請求時に件数が確定しているときは確定件数）を乗じて算出した金額の 100 分の 30 に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。ただし、乙が第 11 条の義務に違反した場合には、同条第 5 項を適用するものとする。
- 5 前 2 項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、第 26 条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
- 6 甲が第 2 項の規定により本契約を解除した場合、乙は甲に対して損害賠償等、名目の一切を問わず、金銭を要求することができない。

第 22 条（本契約の任意解約等）

- 1 甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。
- 2 甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償する

ものとする。

- (1) 本契約の内容変更の場合 合理的な追加費用
- (2) 本契約の一時中止又は打切の場合 当該時点までに乙に発生した合理的な費用
- 3 前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかなを問わず金銭を要求することができないものとする。

第 23 条（談合等の不正行為に係る解除）

- 1 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項、第 2 項若しくは第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第 24 条（談合等の不正行為に係る違約金）

- 1 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、第 5 条に定める契約単価に鑑定評価件数（請求時に件数が確定しているときは確定件数）を乗じて算出した金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項、第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、第 5 条に定める契約単価に鑑定評価件数（請求時に件数が確定しているときは確定件数）を乗じて算出した金額の 100 分の 10 に相当する金額のほか、第 5 条に定める契約単価に鑑定評価件数（請求時に件数が確定しているときは確定件数）を乗じて算出した金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項又は第 2 項の規定による納付命令（独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項、第 2 項又は第 3 項の規定の適用がある場合に限る。）

を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）

(2) 当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は契約の履行を理由として、前 2 項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定は、第 26 条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

第 25 条（調査）

1 甲は、必要と認める場合には、乙に対し、期限を示して、その本契約又は資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者（甲と契約関係にある公認会計士等を含む。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。

2 乙は、前項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。

3 第 1 項の規定による報告及び資料の提出並びに調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、第 5 条に定める契約単価に鑑定評価件数（請求時に件数が確定しているときは確定件数）を乗じて算出した金額の 100 分の 30 に相当する金額を、違約罰として請求することができるものとする。

4 前項の場合において、乙は、甲等が実際に被った損害について、第 26 条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

第 26 条（損害賠償）

1 乙は、債務不履行に基づき甲等に損害を与えた場合は、甲等に対し、一切の損害を賠償するものとする。

2 前項の損害には、甲等が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲等が国民等に支払を命ぜられた金額、甲等が不服申立て等を防御するために要した一切の費用及び訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

第 27 条（賠償金等の徴収）

1 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ年 3.0% の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ年 3.0% の割合で計算した額の遅延損害金を徴収する。

第 28 条（不当介入に関する通報・報告）

乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第 29 条（法律、規格等の遵守）

乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

第 30 条（紛争の解決）

本契約に関連して、訴訟の必要が生じた場合は、広島地方裁判所を専属的な管轄裁判所とする訴訟手続によって解決するものとする。

第 31 条（補則）

本契約に関し疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約の締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 4 年〇月〇日

甲 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号
 支出負担行為担当官
 広島国税局総務部次長 〇〇 〇〇

乙

単価表

1 鑑定評価員

鑑定評価を依頼された鑑定標準地について 1 地点当たり次の金額とする。

鑑定標準地の区分	単価
一般の鑑定標準地	73,900円
特定の鑑定標準地	96,600円

2 主幹鑑定評価員及び副主幹鑑定評価員

次の(1)と(2)の合計金額

- (1) 鑑定評価を依頼された鑑定標準地について 1 地点当たり上記 1 の表に掲げる金額
- (2) 21,850円（ブロック別鑑定評価員会議又は特定の鑑定標準地の鑑定評価員会議の主催等の業務に係るもの）

3 統括鑑定評価員及び副統括鑑定評価員

次の(1)と(2)の合計金額

- (1) 鑑定評価を依頼された鑑定標準地について 1 地点当たり上記 1 の表に掲げる金額
 - (2) 21,850円（都道府県別鑑定評価員会議の主催等の業務に係るもの）
- （注）主幹鑑定評価員又は副主幹鑑定評価員を兼任する者には、上記 2 (2) の金額を加算する。

※上記金額には、消費税額及び地方消費税額を含む。

別紙 2

財務省の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する規程

第1条（定義）

本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

第2条（秘密保持）

- 1 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報の持ち出し、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。
- 2 甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（以下「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

第3条（個人情報の使用）

乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

第4条（複製等）

- 1 乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。
- 2 乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

第5条（管理）

- 1 乙は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。
 - (1) 個人情報の取扱い責任者
 - (2) 個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
 - (3) 個人情報の授受、移送方法
 - (4) 個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法
 - (5) 個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
 - (6) 個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容
 - (7) 従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等
- 3 乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要がある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等にも本契約の義務を遵守させなければならない。

第6条（個人情報の取得）

乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

第7条（問合せ等）

乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

第8条（個人情報の返還）

乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

第9条（事故発生時の対応等）

- 1 乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。
- 3 前2項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

第10条（再委託の取扱）

- 1 乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。
- 3 乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

第11条（監査）

- 1 乙は、本件業務期間中、少なくとも6ヶ月に1回又は甲が求めた場合はその都度、第2条から第4条並びに第5条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するものとする。
- 2 甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲乙協議するものとする。
- 3 甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。
- 4 第1項又は第2項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第3項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲等は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

請 書

支出負担行為担当官

広島国税局総務部次長 殿

下記条項によりお請けします。

記

- 1 令和5年分土地評価精通者業務について、別に定める「土地評価精通者業務仕様書」（報酬については本請書2のとおり。）に基づき履行する。
- 2 この契約の報酬は、標準地1地点当たりの単価によるものとし、消費税額及び地方消費税額を含む単価は、次のとおりとする。

依頼区分	1 地点当たりの単価	
	不動産鑑定士	不動産鑑定士以外
精通者意見価格等（宅地）一般の宅地	1,450 円	1,150 円
精通者意見価格等（宅地）大規模工場用地、ゴルフ場用地等	5,600 円	5,100 円
精通者意見価格等（農地、山林）	1,450 円	1,150 円
地価公示標準地等の借地権割合（価格）の評定根拠	3,300 円	
最高標準宅地についての精通者意見価格の評定理由	3,300 円	3,300 円
その他、別途指示のあった事項	上記に含む	上記に含む

- 3 この請書によって生ずる権利又は義務は、これを第三者に譲渡し又は承継させない。
- 4 業務の遂行上知り得た事項は、これを他に漏らし又は他の目的に使用しない。
- 5 契約履行までの一切の費用は請者の負担とする。
- 6 請者がこの条件に違反したときは、解約又は損害賠償等の責めを受けても異議を申し立てないものとする。
- 7 報酬の支払期限は、広島国税局が適法な支払請求書を受領した日から30日以内とする。

令和4年〇月〇日

住 所

氏 名

又 は

法 人 名

代表者氏名